里の方去等こ関する省令	_
	4
発令 :昭和 62 年 2 月 14 日号外総理府、運輸省令第 1 号	
最終改正:令和2年 10 月 23 日号外国土交通・環境省令第2号	5
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年	
政令第二百一号)及び別表第一の七並びに海洋汚染及び海上災害の	
防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令	
^第 三百三十六号)附則第二項、第四項及び第七項の規定に基づき、	
加舶からの有害液体物質の 排出に係る 事前処理の 方法等に 関する 命	
マを次のように定める。	
(定義)	
第一条 この省令において「凝固性物質」とは、取卸しの際、その	6
温度がその融点に五度(融点が十五度以上のものにあつては、十	
度)を加えた温度未満の温度である場合における物質をいう。	
この省令において「非凝固性物質」とは、凝固性物質以外の物	
質をいう。	第
5 この省令において「高粘性物質」とは、海洋汚染等及び海上災	
害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)別表第一第	
一号に掲げる×類物質等(以下単に「×類物質等」という。)又	
は同表第二号に掲げるY類物質等(以下単に「Y類物質等」とい	

- 「一 密度が海水の密度以下のものであること。
 「 密度が海水の密度以下のものであること。
 「 ごの省令において「 残留性浮遊物質」とは、次の各号のいずれをいう。
 「 密度が海水の密度以下のものであること。
 「 密度が海水の密度以下のものであること。
- 四(島度二十度における訪祐度が十平方ミノメートレ毎少を超えと。
- るものであること。四 温度二十度における動粘度が十平方ミリメートル毎秒を超え
- 五 膜を生成するものであること。
- (×類物質等に係るストリッピング) 法律第百三十六号)及び令において使用する用語の例による。 は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年) 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語
- 第二十七条第一項に規定するストリッピング装置(以下「ストリ五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。)基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和る装置は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に衆二条(令別表第一の六第一号イの国土交通省令・環境省令で定め

備考 粘性物質であるもの 非凝固性物質であつて低 は高粘性物質であるもの 凝固性物質であるもの又 物質の区分 と 船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。) により洗浄するこ イ Ιţ V r 算定した量以上となるように洗浄すること。 物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により 当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合 は〇・〇四とし、>が一〇〇を超え五〇〇未満であつて 残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつて ルで表した数値。ただし、>が一〇〇以下であつて当該 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる それぞれ次に定めるとおりとする。 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義 貨物艙 一艙当たりの×類物質等の残留量を立方メート 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値 1.2×(15r^{0.8} $\times V \times 10^{-3}$) 2.4×(15r^{0.8} × V × 1 0 ^{- 3} 貨物艙 (立方メートル) 艙当たりの洗浄水の量 + + 5 r^{0,7} 5 r^{0.7}

四

イ又はロに掲げる方法(平成六年七月一日以後に建造された

つては、この限りでない。

	二 洗浄後、洗浄した貨物艙のすべての表面について、水を用い
以上となるように洗浄	ト以下のもの」と読み替えるものとする。
に応じ、それぞれ同表	「当該洗浄水中に含まれる×類物質等の濃度が五重量パーセン
物質の区分及び同表の	ること。この場合において、同項第二号中「水」とあるのは、
イ 貨物艙一艙当たりの	前項第一号から第三号まで及び第四号イに掲げるところによ
ح	より用いるものとする。
第三条第二項第一号か	の場合において、第一項の予備洗浄装置は、次に掲げるところに
する。	の貨物艙を連続して洗浄する場合にのみ用いることができる。こ
2 前項の予備洗浄装置は、	該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他
る装置は、予備洗浄装置と	から除去された洗浄水(船外に除去されたものを除く。)は、当
第五条(令別表第一の六第二	3 前項 (第四号ロを除く。) の規定により洗浄が行われた貨物艙
(Y類物質等又はヱ類物質	(2) 非凝固性物質であるもの 一
ろにより用いるものとする	(1) 凝固性物質であるもの 二
3 前項のストリッピング装	こと [®]
置は、ストリッピング装置	イクルとした場合の数をいう。以下同じ。) 以上作動させる
2 令別表第一の六第二号イ	た場合に当該洗浄機が同一の方位となるまでの一過程を一サ
単に「Ζ類物質等」という	(1)及び(2)に掲げるサイクル数(洗浄機を連続して作動させ
ものに限る。) 又は令別表	ロ 洗浄機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ
る基準は、 >類物質等 (非	r = 1 5 × V × 1 0 ^{- 5} + 2 5 × 1 0 ^{- 3}
第四条(令別表第一の六第二	る場合にあつては〇・一とする。
(Y類物質等又はヱ類物質	以上であつて当該残留量が〇・一 立方メートル未満であ
て十分に洗浄すること。	にあつては当該算式により算定した量とし、>が五〇〇

筫等(非凝固性物質であつて低粘性物質である 弗二号イの国土交通省令・環境省令で定める装 は令別表第一第三号に掲げる
Z類物質等(以下 の六第二号イの国土交通省令・環境省令で定め < 類物質等に係るストリッピング) ノグ装置とする。 という。) であることとする。

のとする。 ヒング装置は、第二条第二項各号に掲げるとこ

< 類物質等に係る予備洗浄)

浄装置とする。 の六第二号ロの国土交通省令・環境省令で定め

装置は、次に掲げるところにより用いるものと

第一号から第三号までに掲げるところによるこ

つに洗浄すること。 それ同表の下欄に掲げる算式により算定した量 ひ同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分 ヨたりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる

	ティック海海	ロ Y類物質等で
V x 1 0 ^{- 3}	パ海域、バル	ځ
15r ^{0.8} +5r ^{0.7} x	北西ヨー ロッ	物質であるこ
	域以外の海域	であつて低粘性
	ノルウェー 海	イ 非凝固性物質
	同表に掲げる	もの
	ッパ海域及び	下同じ。)である
	げる西ヨーロ	るものをいう。 以
	域、別表に掲	いずれにも該当す
	ティック海海	物質のうち、次の
$5 r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$	パ海域、バル	物質(残留性浮遊
0.5×(15r ^{0.8} +	北西ヨー ロッ	三 特定残留性浮遊
		除く [。])
		項に掲げるものを
		であるもの (次の
5 r ^{0.7} x V x 1 0 ⁻³		あつて低粘性物質
0.5×(15r ^{0.8} +	全ての海域	二 非凝固性物質で
		物質であるもの
V × 1 0 ^{- 3}		るもの又は高粘性
15r ^{0.8} +5r ^{0.7} x	全ての海域	凝固性物質であ
水の量(立方メートル)	海域	
貨物艙一艙当たりの洗浄	取卸しを行う	物質の区分

ロ 洗浄機を次の表の	r = 1 5 r ^{0 . 8} + 5 r	は〇・一とする。	て当該残留量が〇・一	ては当該算式により算	該残留量が次の算式に	ては〇・〇四とし、V	て当該残留量が〇・〇	立方メー トルで表した	r 貨物艙一艙当たりの	> 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値	れぞれ次に定めるとおりとする。	備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、	يح	る物質であるこ	度零度以上であ	質又は融点が温」域	秒以上である物 │ ノ	十ミリパスカル 同	おける粘度が五	八温度二十度に	あること。 」域、
上欄に掲げる	$^{0} \cdot ^{7} \times V \times 1 0$		立方メートル	定した量とし、	より算定した	が一〇〇を超)四立方メート	に数値。ただし、	>>類物質等又)容量を立方メ-	とする。	とる算式中次に!					ルウェー 海	同表に掲げる	ッパ海域及び	げる西ヨーロ	、別表に掲
洗浄機を次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄	- 3		一立方メートル未満である場合にあつて	ては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつ	該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつ	ては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当	て当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつ	立方メートルで表した数値。ただし、>が一〇〇以下であつ	貨物艙一艙当たりのY類物質等又はZ類物質等の残留量を	- トルで表した数値		掲げる記号の意義は、そ									

二年十月十三日)から施行する。	く)は、当	から除去された洗浄水(船外に除去されたものを除く。)は、当	から除去された洗浄
一部を改正する政令(平成二年政令第九十九号)の施行の日(平成	われた貨物艙	前項(第二号ロを除く。)の規定により洗浄が行われた貨物艙	3 前項(第二号口を
この命令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の		掲げるノルウェー 海域	
附(則(平成二年七月六日総理府・運輸省令第一号)		西ヨーロッパ海域及び同表に	
この命令は、公布の日から施行する。		ィック海海域、別表に掲げる	
附(則(昭和六二年四月三日総理府・運輸省令第二号)		北西ヨーロッパ海域、バルテ	
定める日(昭和六十二年四月六日)から施行する。		海域	
改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第四号に		掲げるノルウェー 海域以外の	
この命令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を		西ヨーロッパ海域及び同表に	
附則		ィック海海域、別表に掲げる	物質であるもの
	二分の一	北西ヨーロッパ海域、バルテ	三 特定残留性浮遊
て十分に洗浄すること。			<°)
二 洗浄後、洗浄した貨物艙のすべての表面について、水を用い			に掲げるものを除
えるものとする。			あるもの(次の項
はヱ類物質等の濃度が五重量パーセント以下のもの」と読み替	二分の一	全ての海域	二 非凝固性物質で
中「水」とあるのは、「当該洗浄水中に含まれるY類物質等又			るもの
るところによること。この場合において、第三条第二項第二号	_	全ての海域	凝固性物質であ
一第三条第二項第一号から第三号まで及び前項第二号イに掲げ	数		
より用いるものとする。	サイクル	取卸しを行う海域	物質の区分
の場合において、第一項の予備洗浄装置は、次に掲げるところに			

欄に掲げるサイクル数以上作動させること。

の貨物艙を連続して洗浄する場合にのみ用いることができる。こ

該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他

に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下

則〔平成五年三月一七日総理府・運輸省令第一号〕

附

施行する。

海域	海域の範囲
知	
西日	北緯五十八度三十分経度〇度の点から陸岸まで二七
	○度に引いた線、同点、北緯六十二度経度○度の
ッパ	点、北緯六十二度西経三度の点、北緯五十六度三十
海域	分西経十二度の点、北緯五十四度四十分四十秒・九
	西経十五度の点、北緯五十度五十六分四十五秒・三
	西経十五度の点、北緯四十八度二十七分西経六度二
	十五分の点、北緯四十八度二十七分西経八度の点、
	北緯四十四度五十二分西経三度十分の点、北緯四十
	四度五十二分西経十度の点、北緯四十四度十四分西
	経十一度三十四分の点、北緯四十二度五十五分西経
	十二度十八分の点、北緯四十一度五十分西経十一度
	三十四分の点、北緯三十七度西経九度四十九分の
	点、北緯三十六度二十分西経九度の点、北緯三十六
	度二十分西経七度四十七分の点及び北緯三十七度十
	分西経七度二十五分の点を順次結んだ線並びに北緯
	五十一度二十二分二十五秒東経三度二十一分五十二
	秒・五の点と英国東岸の北緯五十二度十二分の点を

I

											域	丨 海	ウェ	ノル							
•	十二度五十五・〇二七二分の点、北緯七十四度十	八分の点、北緯七十四度二十四・二四四八分東経二	度二十九・七九七二分東経二十六度二十八・一八〇	分東経三十度三十三・五〇五二分の点、北緯七十四	七・八五九六分の点、北緯七十四度二十・七〇八四	点、北緯七十四度二・九七四八分東経三十三度十	五・六五八六分東経三十五度二十七・三三七八分の	十六度二十八・五七三二分の点、北緯七十三度三十	六分の点、北緯七十三度二十三・〇六五二分東経三	緯七十度十六・四八二六分東経三十二度四・三八三	六二五分東経三十一度三十五・一三五四分の点、北	東経三十一度六・二五九八分の点、北緯七十度八・	九・〇五九分の点、北緯六十九度五十八・七五八分	北緯六十九度四十七・六九〇四分東経三十度四十	た 海域を除く。)	四・三四分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれ	分の点と北緯五十四度四十・三九分西経五度三十	及び北緯五十四度五十一・四三分西経五度八・四七	二度一・五二分西経五度四・一八分の点を結んだ線	二度十・三分西経六度二十一・八分の点と北緯五十	結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域(北緯五十

度東経一度二十二・二四九八分の点及び北緯六十二	五四分東経〇度三十八・三五五分の点、北緯六十二	二十九・四四二分の点、北緯六十二度五十三・四六	分の点、北緯六十三度五十三・二二四二分西経〇度	四度二十五・九六九二分西経〇度二十九・三二一 四	一四分東経一度二十四・五九二八分の点、北緯六十	十七・一一〇二分の点、北緯六十五度二十二・七二	分の点、北緯六十六度二十五・九三四四分東経三度	六度四十九・七二九二分東経三度二十五・一三〇四	七九八二分東経三度十・二〇七八分の点、北緯六十	三度十七・〇三二二分の点、北緯六十七度二十五・	一五四分の点、北緯六十八度十四・九八九二分東経	緯六十八度五十八・三一六四分東経三度五十一・二	十六・六二四分東経四度四十七・三二二分の点、北	東経六度三十六・〇六七二分の点、北緯六十九度三	三・八二二二分の点、北緯七十度四十三・一六一分	点、北緯七十一度三十七・五六一二分東経八度四十	緯七十一度五十八・二分東経九度五十四・九六分の	二・五四分東経十一度四十二・一三九二分の点、北	経十四度九・四二六六分の点、北緯七十二度四十	四九七四分の点、北緯七十三度十四・八二五四分東	北緯七十三度三十五・四三九分東経十六度三十六・

並びに陸岸により囲まれた海域度東経四度五十二・三四六四分の点を順次結んだ線